

**大阪府新型コロナウイルス感染症に係る
医療従事者宿泊施設等確保事業補助金募集要項**

I. 補助金の概要

1. 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）等に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるに当たって、患者対応に伴い深夜勤務となる医療従事者等の宿泊施設確保を行う医療機関に対し、宿泊施設等を借上げる費用の補助を行います。

2. 補助事業者

府の要請に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関

3. 補助事業

補助事業者が実施する、医療従事者の業務が新型コロナウイルス感染症患者の対応のため深夜に及んだ場合、若しくは医療従事者が基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に利用する宿泊施設及び住居の借上げ等を行う事業

4. 補助対象期間

令和 3 年 4 月 1 日（木）から知事が判断した日（現時点では未定）

5. 補助率・対象経費

○補助率 10 分の 10

○対象経費 宿泊施設等の借上げにかかる費用（1 室あたり 4,000 円／日を基準額とする）

（1）令和 3 年 4 月 1 日から知事が判断した日

ア 交付決定額 [交付申請額]

申請日時点の要請病床数×従事者係数（軽症・中等症病床は 3、重症病床は 6）×申請対象月の日数×4,000 円

※ただし、上限額と支出予定額を比較し、低い方を補助額とします。

イ 補助額 [実績報告額]

対象月の延べ運用病床数×従事者係数（軽症・中等症病床は 3、重症病床は 6）×申請する月の日数×4,000 円

※ただし、上限額と実績額を比較し、低い方を補助額とします。

【留意事項】

反社会的勢力との関係を有する事業者は対象となりません。

（ア）法人等（個人または法人をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。ま

たは法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

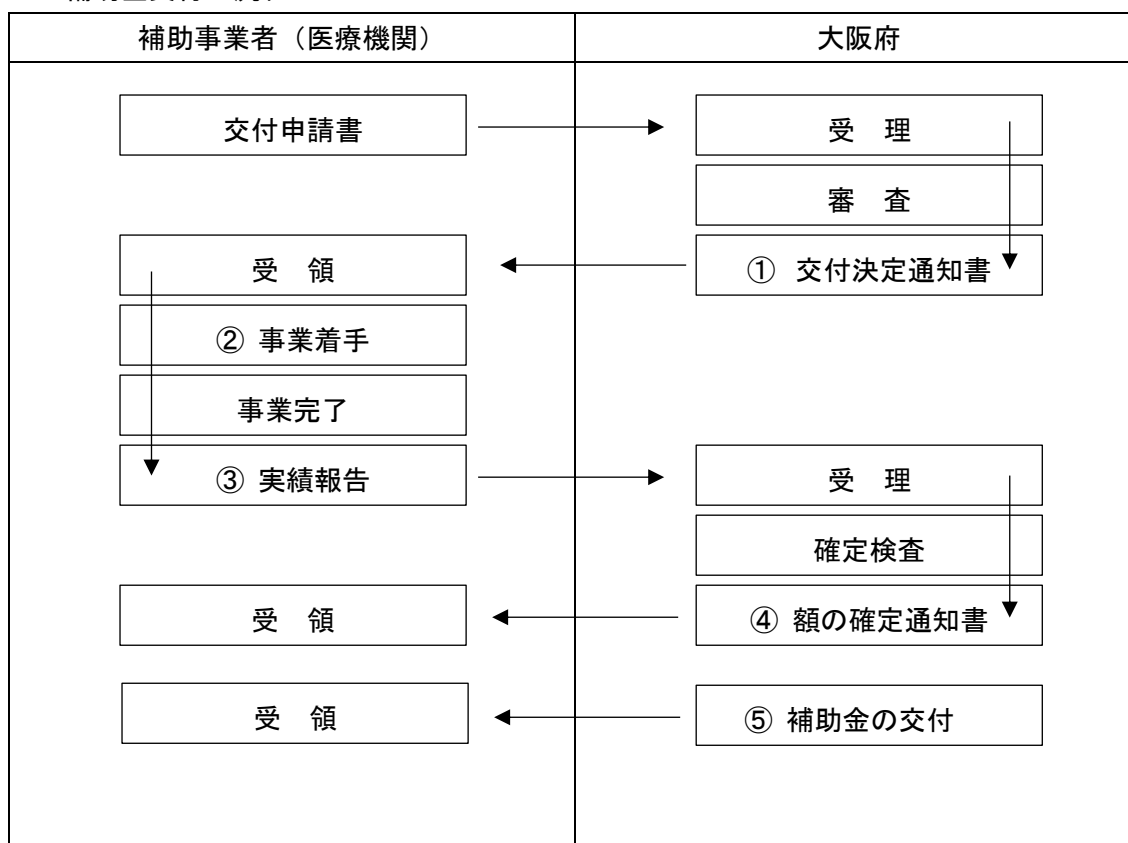
（イ）役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていること。

（ウ）役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。

（エ）役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

II. 補助金の交付手続き

1. 補助金交付の流れ



- ① 提出いただいた交付申請書等を審査の上、適正と認められれば交付決定通知を送付します。
- ② 交付決定通知を受領した医療機関において、事業着手（宿泊施設等との契約、施設等の借上げ、借上げ費用の支払い等）してください。
- ③ 医療機関にて事業完了後、大阪府に対し実績報告書等を提出してください。
- ④ 提出いただいた実績報告書等を検査の上、適正と認められれば、額の確定通知書を送付します。
- ⑤ 大阪府は、額の確定後、速やかに補助金を交付します。

2. 提出様式の入手

様式は、大阪府ホームページからダウンロードしてください。

URL : (<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/shukuhakukakuhohozyo.html>)

※ダウンロードできない場合は、感染症対策支援課 病院支援第一グループ 宿泊補助担当までご一報ください。

◆交付申請書類

- ① 補助金交付申請書【様式第1号】
- ② 所要額及び事業計画書【様式第1号別表】
- ③ 要件確認申立書【様式第1-2号】
- ④ 暴力団等審査情報【様式第1-3号】
- ⑤ 口座振替依頼書【様式第1-4号】
- ⑥ 通帳等の写し（金融機関名（支店名含む）、口座番号（又は通帳番号）、口座名義がわかるもの）

※③～⑥は初回の申請時のみ提出必須で、2回目以降は内容に変更がなければ提出不要です。

◆実績報告書類

- ① 実績報告書【様式第4号】
- ② 精算額及び実績報告書【様式第4号別表1】
- ③ 対象経費の支出額内訳【様式第4号別表2】
- ④ 実績等の証拠となる書類の写し【任意様式】
（宿泊施設等との借上げ契約書及び領収証書など収支の内訳がわかる書類）
- ⑤ （大阪府が別途提出を求めた場合）その他知事が必要と認める書類【任意様式】

3. 書類の提出期間

◆交付申請

各月の前月20日まで ※申請単位は毎月

◆実績報告

実績は毎月末で締めるものとし、翌日から起算して30日以内に提出するものとする。

※ただし、翌年度の4月10日を超えない日までとする。

（大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊施設等確保事業補助金交付要領第10条）

4. 書類の提出方法（郵送又は電子メールによる受付）

◆交付申請

上記交付申請書一式を郵送又は電子メールでご提出ください。

※電子メールでの提出の場合、件名は「【宿泊補助交付申請：〇〇〇〇病院】医療従事者宿泊施設等確保事業補助金について」としてください。

※郵送若しくは電子媒体のどちらかでの提出で構いません。

※申請書類が全て確認された後、交付決定のための審査を行います。

◆実績報告

上記実績報告書一式を郵送又は電子メールでご提出ください。

※電子メールでの提出の場合、件名は「【宿泊補助実績報告：〇〇〇〇病院】医療従事者宿泊施設等確保事業補助金について」としてください。

※郵送若しくは電子媒体のどちらかでの提出で構いません。

※報告書類が全て確認された後、額の確定のための検査を行います。

《提出書類の宛先》

郵送：〒540-8570 （府庁専用郵便番号（住所の記載は不要））

大阪府健康医療部 保健医療室

感染症対策支援課 病院支援第一グループ あて

※簡易書留等の追跡可能な方法で送付願います。

Eメール：coronataisaku01@gbox.pref.osaka.lg.jp

※必ずパスワードを付けて送付願います。

5. 交付決定額の変更

月の途中で要請病床数の変更が生じた等の理由で所要額が交付決定額を上回る見込みがある場合、経費変更承認申請書（様式2号）により交付決定額の変更申請が可能です。該当する場合は、感染症対策支援課 病院支援第一グループ（下記問合せ先参照）へご相談ください。

Ⅲ. その他

1. 交付決定前の事業実施は、原則として認められません。ただし、「大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊施設等確保事業補助金交付要領」等に沿った事業と認められた場合、補助対象となります。
2. 直接来庁されて申請書類を提出する場合は、事前にご連絡をお願いします。
3. 提出いただいた書類はお返しいたしませんので、控えを保管してください。
4. 申請書類等、資料の作成及び提出に要する経費は、すべて申請者の負担となります。（再提出などの場合も同様です。）
5. 必要に応じて、大阪府から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
6. 補助対象となる要件を満たしていても、必要書類がない等の理由により補助が認められない場合があります。

7. 補助事業者は、収入及び支出についての証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければなりません。
8. 補助金交付決定後、不正等が発覚した時は、大阪府は、本補助金の交付決定を取り消します。また、虚偽の実績報告等、補助金交付後に不正が発覚した場合、補助事業者は、補助金を返還していただきます。
9. 大阪府は、申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。
10. 補助事業完了後に、申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告を行う必要があります。

【問合せ先】

大阪府健康医療部 保健医療室

感染症対策支援課 病院支援第一 G 宿泊補助担当

電話 06-4397-3243

E-mail coronataisaku01@gbox.pref.osaka.lg.jp